

(別紙)

当事者の主張

1 解除に関する当事者の主張の概要

(原告の主張)

5 被告明光ネットワークには次の表記載の解除事由 1 ないし 15 があり、被告明光九州には同表記載の解除事由 1 ないし 4 があって、各解除事由は、同表記載のとおり、本件契約第 43 条に定める「本契約の各条項に違反したとき」
(1 号)、「甲に対し、背信行為があったとき」(3 号)、「ロイヤルティ等の支払を遅滞した場合、…報告書に虚偽の事柄を記載した場合」(5 号)、「法令又は本契約違反があり、ブランドイメージを毀損したとき」(13 号) 及び「著
10 しい信用悪化の事態が生じ、またそのおそれがあると甲が認めたとき」(14 号) のいずれか一つ又は複数に該当するため、原告は本件契約を解除した。上記の各解除事由はいずれも重大であって、被告明光らと原告との間の信頼関係は完全に破壊されているから、原告による本件解除は有効である。

解除事由 1	争点 1	ロイヤルティの過少申告及び未払	43 条 1 号、3 号、5 号、14 号
解除事由 2	争点 2	生徒数の水増し	43 条 1 号、3 号、5 号、14 号
解除事由 3	争点 3	競業避止義務違反（個別指導塾と同様の学習塾を行っていること）	43 条 1 号、3 号、5 号、13 号、14 号
解除事由 4	争点 4	家庭教師事業を行っていること	43 条 1 号、3 号、5 号、13 号、14 号
解除事由 5	争点 5	支援システム費の不正利用等	43 条 1 号、3 号、14 号
解除事由 6	争点 6	フランチャイジーに対する指導、援助義務違反	43 条 1 号、3 号、14 号
解除事由 7	争点 7	フランチャイジーからの改善要求に対する不誠実な対応	43 条 3 号、14 号

解除事由 8	争点 8	支援システム費に関する説明義務違反	43条3号、14号
解除事由 9	争点 9	意見交換会の実施の妨害	43条3号、14号
解除事由 10	争点 10	ブランドイメージの毀損	43条3号、14号
解除事由 11	争点 11	原告の緊急支援に対する不当な非難	43条3号、14号
解除事由 12	争点 12	守秘義務違反	43条1号、3号、14号
解除事由 13	争点 13	ロイヤルティの配分変更に関する義務違反	43条3号、14号
解除事由 14	争点 14	被告ら代表者によるフランチャイジーへの不当な取扱い	43条3号、14号
解除事由 15	争点 15	契約条件の一方的変更	43条3号、14号

(被告らの主張)

原告が主張する解除事由は、いずれも存在しないか、本件解除の根拠たり得る重大な違反に係る事由ではない。また、原告は、被告明光らを原告のフランチャイズチェーンから排除する目的で、上記の解除事由を事前に知らせず、無催告で解除した。以上からすれば、本件解除はそもそも有効でないか又は権利濫用により無効である。

また、本件契約第43条14号に定める「著しい信用悪化の事態」とは、財務状況の著しい悪化によって支払が遅滞し明光義塾事業の継続が困難になる状態を意味するから、原告が主張する解除事由は、いずれも同号には該当しない。

10 2 争点1 (解除事由1 ロイヤルティの過少申告及び未払の有無) について

(原告の主張)

(1) 被告明光らの義務違反の内容

ア ロイヤルティの対象

本件契約第16条に規定されるロイヤルティ算定の対象となる「入会金、

教室維持費、月謝、追加授業料、講習費等」とは、明光義塾のブランドで受講の募集が行われ、被告明光九州が経営する明光義塾の教室で提供されている講座について生徒から徴収する月謝又は受講料を指すから、被告明光九州が行っていた映像教材を使用する講座（以下「映像授業」という。）や自習型講座は、個別指導を行っているか否かという講座の実質的な内容如何にかかわらず、ロイヤルティ算定の対象となる。また、映像授業や自習型講座は、実質的にみても後記イ及びウのとおり、その内容に学習指導を含んでいる。

被告らは、ロイヤルティ算定の対象は個別指導の対価に限られる旨主張するが、本件契約には、個別指導の対価のみがロイヤルティ算定の対象となる旨の規定はない。

被告明光らは、原告に対し、少なくとも平成24年9月から令和2年12月までの間、映像授業及び自習型講座に関して受領した金額をロイヤルティ算定の対象外である入金報告書及び生徒別売上集計表における「その他」の項目に係る売上げに計上して虚偽報告を行い、原告に対するロイヤルティを過少申告し、その支払義務を免れていた。

イ 映像授業について

映像授業に対する対価には、生徒が負担すべき実費を超えて映像に基づく指導に対する対価が含まれており、生徒から徴収する対価はコンテンツを使用した指導に対する月謝、増加授業料もしくは講習料に該当する。被告らは、映像授業では個別指導は行っておらず、その対価は教材費であると主張するが、実質的にみても、映像授業の際は、担当講師が、生徒の学習状況を確認、管理し、必要に応じて生徒に対する指導を行っているし、被告明光九州は、映像授業の対価を月謝として徴収し、生徒別売上集計表においても、教材費ではなくその他の売上げに計上している。

ウ 自習型講座について

自習型講座において生徒から徴収する対価は、指導に対する月謝、増加授業料又は講習料に該当する。実質的にみても、被告らが自習型講座の一つとして主張するVサロンでは、チューターが常駐して、提供するカリキュラムの進捗管理を含む生徒の管理を行い（チューターは各コマの報告書の作成も行う。）、チューターが自習生の質問に答えることで指導を行うようになっている。被告らは、Vサロンについて、受講者がデータ分析により作成された個別教材を自学自習する講座であるというが、生徒に合わせた教材及びカリキュラムを作成し、生徒に問題を解かせ、チューターが必要に応じて生徒の質問等に対応しつつ指導するという内容が学習指導に当たることは明らかである。

エ エディナの講座の受講料について

被告らは、その他の売上げの中には、明光義塾の生徒がVアカデミーの営む集団指導型の学習塾であるエディナの合宿や特訓講座を受講した際の受講料が含まれていると主張するが、他塾の受講料は、そもそも被告明光らにおいて原告に対する報告を要しないものであって、当該受講料がその他の売上げに含まれているという被告らの主張に信用性はない。

オ 被告明光らによるロイヤルティの過少申告が意図的かつ組織的であること

(ア) 他のフランチャイジーにおける取扱い

映像授業は、原告が直接管轄する地域の明光義塾や本件各フランチャイジーが運営する教室でも導入されており、その対価は月謝又は増加授業料としてロイヤルティ算定の対象となる売上げに計上されている。また、Vサロンの月謝は、本件各フランチャイジーが運営する教室において、月謝としてロイヤルティ算定の対象となる売上げに計上されている。本件各フランチャイジーのその他の売上げが基本的に0円であったことからすると、被告明光らは、映像授業及び自習型講座がロイヤルティ算

定の対象となることを明確に認識しつつ、被告明光九州における売上げのみ意図的にロイヤルティ算定の対象から除外していたといえる。

(イ) 令和2年2月の契約改定案提示の経緯

原告は、令和2年2月に原告と被告明光らとの間のフランチャイズ契約の改定案（以下「本件改定案」という。）を被告明光らに提示し、本件改定案において、映像授業が増加授業料に含まれる旨の契約条項を提示した。これは、本件契約の有効期間が既に徒過しており、本件契約の更新が必要であったこと、本件契約がエリアフランチャイズ契約とフランチャイジーとの契約を合体した3社間のイレギュラーなものであったため、各契約を切り離そうとしたこと、同年4月施行の民法（債権法）改正に対応することなどを目的として提示したものであって、その際、映像授業の対価が増加授業料に含まれることを確認的に明記しようとしたものにすぎず、映像授業等の従来の取扱いを変更する趣旨ではない。また、本件改定案に対して、被告明光九州らが、映像教材による売上げをロイヤルティ対象に含めることは許容できない旨を伝えて、これを拒絶したという事実はない。

(ウ) その他の売上げの推移

被告らが本件契約第23条2項に基づき報告する入金報告書等の報告書においては、ロイヤルティ算定の対象となる売上げと、教材費、試験代などのロイヤルティ算定の対象外となるその他の売上げとが、区別されて記載されるところ、同報告書によると、32期（平成27年9月から平成28年8月31日まで）のその他の売上げは31期の3倍超となり、33期（平成28年9月1日から平成30年8月31日まで）以降は1億3000万円ないし2億2500万円という金額で推移している一方、ロイヤルティ算定の対象となる売上げは、33期以降は10億円を大幅に割り込んでいる。被告らは、上記推移について、生徒数が減少

したためにロイヤルティ算定の対象となる売上げが減少した一方、映像授業を積極的に導入し、かつ、平成27年12月以降は、従前ロイヤルティ算定の対象としていた映像授業を対象外に変更したためであると主張するが、平成27年12月の時点で映像授業の受講者が突然増加することはおよそ考えられず、被告らの主張は不合理である。したがって、被告明光九州は、平成27年12月よりも前から、ロイヤルティの過少申告をしていたといえる。

(エ) 小括

前記(ア)ないし(ウ)によれば、被告明光らは、長期にわたって、意図的かつ組織的に、ロイヤルティの過少申告をしているものといえる。

カ 過少申告の額

現時点までに調査可能な被告明光らによる過少申告の額は、第29期(平成24年9月1日から平成25年8月31日まで)から37期(ただし、令和2年年9月1日から同年12月1日まで)までで、総額1494万9067円である。

(2) 解除事由該当性

ロイヤルティの未払は、フランチャイジーの最も基本的な債務の不履行であるから、ロイヤルティの過少申告は、金額にかかわらず、原告に対する報告義務を定めた本件契約第23条2項に著しく違反するものである。また、本件におけるロイヤルティの過少申告の額は少額とはいえず、被告明光らにおいて意図的・組織的に行われているもので、悪質性・背信性は極めて高い。このような行為は、原告との信頼関係を完全に破壊するものであり、本件契約の解除事由(本件契約第43条1号、3号、5号及び14号)に該当する。

(被告らの主張)

(1) 被告明光九州に義務違反がないこと

ア ロイヤルティ算定の対象

ロイヤルティ算定の対象となるのは、個別指導の対価に限られる。映像授業及び自習型講座に対する対価は教材費等の実費であり、またエディナ5の受講料は、当然ロイヤルティ算定の対象とならないから、これらの売上げをその他の売上げに計上して報告していたことは、ロイヤルティの過少申告に該当しない。

イ 映像授業及び自習型講座の対価はロイヤルティ算定の対象外であること

明光義塾の個別指導は、基本的に講師1名が生徒3名に対して指導を行うものである。しかし、映像授業及び自習型講座では、講師による指導を行っておらず、講師ないし教室長は、複数の生徒の受講状況を確認・管理しているにすぎない。したがって、映像授業の対価は、映像コンテンツの視聴の対価であるため、教材費に該当し、Vサロンを含む自習型講座の対価は、教室において生徒が教材や学校の宿題を自学自習するものであるため、運営管理費に該当する。被告明光九州が映像授業の売上げを教材費に計上していないのは、単に映像教材を使用する講座が後から導入されたからにすぎない。10
15

ウ その他の売上げにはエディナの講習の受講料が含まれていること

その他の売上げには、エディナの合宿や特訓講座を受講した際の受講料も含まれており、当該受講料はロイヤルティ算定の対象にならない。その他の売上げにエディナ20の他塾の受講料が含まれているのは、被告明光ネットワークが原告に提出する生徒別売上集計表と被告明光ネットワークが利用する教室運営管理システム「VESTⅡ」（以下「VESTⅡ」という。）が連動しており、VESTⅡの数字が生徒別売上集計表に反映される仕組みになっているところ、被告明光らがVESTⅡにエディナに関する情報も入力していたからである。25

エ 被告明光らの処理は意図的、組織的なものではないこと

(7) その他の売上げの推移

被告明光九州は、映像授業や自習型講座を試験的に導入していた平成27年以前は、その売上げをロイヤルティ算定の対象となる売上げとして計上していたが、平成28年に映像授業や自習型講座を積極的に導入した頃には、その実態が教材費や運営管理費であることが明確になっていたことから、その他の売上げとして計上することにした。その他の売上げの比率が平成27年以降増加したのは、その頃に映像授業及び自習型講座をその他の売上げに計上するよう変更し、その後、映像授業の売上げが増加したためである。

(4) 被告明光らによる原告に対する報告

被告明光らは、原告の担当者や取締役も参加する被告明光ネットワークが主催する、被告明光ネットワークと本件地域のフランチャイジーの会合（以下「九州本部総会」という。）において、以後映像授業に力を入れていく旨説明していた。また、被告明光ネットワークは、原告に対し、毎月、入金報告書や生徒別売上集計表を送付して、その他の売上げの金額を報告していたから、原告は、その他の売上げに映像授業が含まれていることを当然認識していたものであるが、被告明光らに対し、これを問いただすことはなかった。

(5) 令和2年2月の契約改定案提示

映像授業は平成25年から導入されていたが、原告は、本件改定案において、初めて、映像授業の対価をロイヤルティ算定の対象に含めるよう要望した。本件改定案は、原告において、映像授業や自習型講座がロイヤルティ算定の対象となるか否かが明確ではなく解釈上疑義があることを認識していたからこそ、盛り込またものである。また、被告明光らは、本件改定案に関する令和2年2月22日の打合せにおいて、原告に対し、現状に即しておらず許容できない旨を明確に伝えている。

(エ) 小括

以上によれば、被告明光らは、ロイヤルティを過少申告しているとの認識はなく、仮に、ロイヤルティの過少申告であると判断される場合であっても、意図的及び組織的にこれを行ったものではない。

5 オ 過少申告の額

仮に、その他の売上げの一部につきロイヤルティ算定の対象と判断されるとしても、以下の費目は、ロイヤルティ算定の対象とならない。

(ア) エディナの講習の受講料

エディナの講習の受講料1億8267万3628円

10 (イ) コンテンツ使用料等の実費及び上乗せ利益

個別指導において、テスト代や教材費は、いわゆる実費として、ロイヤルティ算定の対象にはなっておらず、かつ、教材費は、業者からの仕入価格としての実費だけでなく、仕入価格に利益率40パーセントを上乗せした金額がロイヤルティ算定の対象外とされている。このことからすれば、映像授業においてもコンテンツ使用料や視聴のためのPC購入費及びiPadリース料といったいわゆる実費及びコンテンツ使用料に利益率40パーセントを上乗せした金額は、ロイヤルティ算定の対象にはならない。(「ロイヤルティ算定の対象とならないその他の売上一覧(被告主張)」のうち①ないし④及び⑥)

20 (ウ) その他実費

英検特訓必勝DAYの受講料は、エディナが実施する英検対策講座のものであるため、本来、エディナの講習の受講料に分類すべきところ、誤って自習型講座の運営管理費に分類していたもので、ロイヤルティ算定の対象とはならない。生徒から徴収した日本英語検定協会が主催する英語検定、日本漢字能力検定協会が主催する漢字検定及び株式会社アーテックが提供するロボットプログラミングキット「アーテックロボ」を

25

使用した検定の各検定料のうち、各検定協会及び株式会社アーテックから請求され支払った金額（請求される額は、検定料と同額ではなく、事務手数料・運営費として5ないし20パーセント（各団体で決まっている。）が差し引かれた額となっている。）は、個別指導におけるテスト代と同じ性質を有する実費である。なお、被告明光九州は、「明光義塾」の生徒ではない外部生が検定を受ける場合もまとめて検定協会に検定料を支払い、後日関係会社間で精算していたため、当初提出した英検代及び漢検代の一覧表及び元帳（乙151及び152）の金額には、明光義塾の生徒ではない外部生の検定料が含まれていたが、これら外部生の検定料を除いた被告明光九州の生徒から徴収した検定料は、別紙「ロイヤルティ算定の対象とならないその他の売上一覧（被告主張）」に記載のとおりである。

(エ) E - s c h o o l のコンテンツ使用料

被告明光九州は、家庭教師事業において、家庭教師で対応できない一部の科目について、映像講座を受講させており、生徒は自宅等で株式会社ゆめりあが提供するE - s c h o o l という映像コンテンツを視聴している。上記コンテンツの使用料は、個別指導における教材費と同じ性質のものであるから、ロイヤルティ算定の対象から除かれる。

(オ) 家庭教師交通費

被告明光九州が行う家庭教師事業では、家庭教師の交通費実費を生徒に請求し、家庭教師にそのまま実費として渡しているから、家庭教師の交通費は、ロイヤルティ算定の対象にはならない。

(カ) 発行手数料

被告明光九州では、生徒への月謝の請求書をウェブシステムにて配信しているが、紙での請求書の発行を希望された場合、110円（税込）の発行手数料を徴収し、郵送している。発行手数料は、事務手数料と郵

送料の実費そのものであり、被告明光九州に利益はなく、ロイヤルティ算定の対象にはならない。

(2) 未払ロイヤルティの額

前記(1)を前提に、平成26(2014)年1月から令和2(2020)年12月までのその他の売上げのうち、品目別入金一覧(乙25)及び総勘定元帳から算定されるロイヤルティ算定の対象とならない金額を整理すると別紙「ロイヤルティ算定の対象とならないその他の売上一覧(被告主張)」のとおりとなり、合計8億2107万3000円からエディナ受講料1億8263万3000円、映像授業の実費相当分2億3670万1813円、自習型講座の実費相当分3856万8542円を控除したロイヤルティ算定対象売上げは3億6325万7676円となる。

なお、原告がロイヤルティの未払を主張する期間のうち平成24(2012)年9月から平成25(2013)年12月までのその他の売上げ(甲19によれば合計3303万0758円)については、品目別入金一覧がないため、別紙「ロイヤルティ算定の対象とならないその他の売上一覧(被告主張)」に含まれていない。もっとも、被告らは、平成27(2015)年10月までは映像授業等の対価をロイヤルティ算定の対象となる売上げに計上していたから、平成24(2012)年9月から平成25(2013)年12月までにおけるロイヤルティの未払はない。元帳で確認できる限りにおいても、当該期間のその他の売上げには、エディナの講習の受講料3027万5225円(乙159、174)、自習型講座のうち英検代74万9700円(乙175)、漢検代74万8650円(乙176)、家庭教師交通費18万1220円(乙177)が含まれており、これらの合計3195万4795円についてはロイヤルティ算定の対象にならないから、当該期間の未払額は、その差額である107万5963円にすぎない。

以上より、仮に被告明光九州においてロイヤルティの未払があったとしても、ロイヤルティ算定の対象となる売上げとなり得るのは合計3億6433万3639円（平成26年1月から令和2年12月までが3億6325万7676円、平成24年9月から平成25年12月とまでの間が107万5963円）であって、ロイヤルティの未払額は637万5839円（1年当たり約90万円）にすぎない。

(3) 解除事由該当性

被告明光九州にロイヤルティの過少申告の事実はない。

また、仮にロイヤルティの過少申告が認められるとしても、映像授業や自主型講座に係る売上げがロイヤルティ算定の対象となるかは本件契約の解釈上疑義があったし、過少申告の額及びロイヤルティに占める割合は極めて僅かで、その違反の程度は軽微である。さらに、原告は、被告明光らに対し、一度もその他の売上げの明細について報告を求めたり、ロイヤルティの過少申告を指摘したりすることなく、本件契約を解除するための材料として使うために、突如、その他の売上げをロイヤルティの過少申告と主張し、一方的に解除を通告したものである。以上によれば、原告の主張するロイヤルティの過少申告は、本件契約の解除を是認し得る程の重大かつ悪質な債務不履行とはいえない。

3 争点2（解除事由2 生徒数の水増しの有無）について

（原告の主張）

(1) 義務違反の内容

ア 被告明光らが薬院本校の生徒数を水増ししていたこと

以下の(ア)ないし(ウ)からすると、被告明光らは、被告明光九州が運営する薬院本校において生徒数の水増しを行っていたといえる。この点に関する被告らの反論は、いずれも客観的証拠による裏付けがなく、その内容自体も不合理である上、本件仮処分申立時から主張が変遷しており、到底信

用できるものでない。

(ア) 被告らが被告明光九州の各教室の在籍生徒数に関し作成していた内部資料（以下「本件直営教室人数表」という。甲 85）に記載された薬院本校の生徒数と、被告明光ネットワーク九州が、原告に対して報告していた生徒在籍異動報告書記載の生徒数は、集計のタイミングのずれ等による多少の誤差はあっても、基本的にほぼ同じになるはずであるが、本件直営教室人数表と生徒在籍異動報告書の記載人数を比較した「薬院本校教室生徒比較一覧表」（甲 20）のとおり、本件直営教室人数表記載の生徒数より生徒在籍異動報告書記載の生徒数の方が多く、その差は、平成 23 年 9 月が 72 名、平成 24 年 9 月から平成 25 年 3 月までにおいては毎月 100 名以上、平成 26 年 10 月からは 150 名前後、令和 2 年においても数十名である。

(イ) 薬院本校教室の令和 2 年 10 月の生徒数には、薬院本校教室に通塾していない生徒が 26 名含まれていた。被告らは、この点に関し、最終的に、上記 26 名は存在しないことを認め、平成 27 年以降、毎月、明光義塾の教室に通っていないエディナの生徒 22 ないし 30 名を明光義塾九州の薬院本校の生徒として登録して原告に報告していたことを認めている。

(ウ) 平成 23 年 10 月の被告明光九州が運営する教室の生徒別売上集計表において、薬院本校教室に在籍しているにもかかわらず、薬院本校教室以外の教室にも二重に在籍している生徒が、少なくとも 52 名存在する。

イ 被告らの主張に対する反論

被告らは、本件直営教室人数表と生徒在籍異動報告書の人数の差につき、本件仮処分事件申立当初は、家庭教師型の指導を受けている生徒数が含まれているかの違いであると主張していたが、薬院本校教室の講師数で

100名を超える家庭教師生徒に対応することはおよそ不可能であり、本件直営教室人数表には家庭教師の受講生徒数が明確に区別して計上されている等の原告の主張を受けて、他塾に入会後明光義塾に在籍することになった生徒は含まれていないという主張を追加した。しかし、他塾との重複生徒を除外するには、各生徒の入会時期を比較して「明光義塾」の生徒として計上するかどうかを判別するという煩雑な処理が必要であり、週単位の速報値である本件直営教室人数表において、そのような処理を逐一行っていたとは到底考えられないし、被告らは、そのような処理を行っていたことの裏付けとなる証拠を提出していない。

さらに、被告らは、原告が在籍実体のない生徒の存在を指摘すると、エディナにおける生徒の補講について被告明光九州が指導方法等についてアドバイスを行っており、その対価としてエディナが被告明光九州に対して一定額を支払った際に、対象生徒を被告明光九州のシステム上に生徒として登録したとの主張（前記ア(イ)）を追加したが、エディナの生徒を明光義塾九州の生徒として登録して紐づける理由も必要性も存在しない。

また、原告が、被告らが家庭教師型の指導を受けている生徒数を集計したと主張して提出した「2014. 10月人数内訳」と題する証拠（甲92）とも整合性を欠くと指摘すると、被告らは、同証拠（甲92）には、家庭教師コースを受講する生徒だけでなく、明光私立対策プロジェクト、全社受験プロジェクト及び全社家庭教師プロジェクトを受講する生徒が含まれているなどと新たな主張をするに至っているが、結局、52名が薬院本校教室と他校で二重在籍していることを認めている。

上記のとおり、被告らは、原告からの反論を受けて、生徒数の水増しを誤魔化するために都度主張を変遷させており、その主張は合理性がなく信用できない。したがって、被告らが、薬院本校の生徒数の内訳として最終的に整理した証拠（乙35）は、およそ信用性がなく、何ら裏付けもないと

5 いうべきである。仮に客観的証拠によって立証されたとしても、後記5
(原告の主張) のとおり、本件契約には家庭教師事業は含まれていないか
ら、家庭教師コースの受講生を薬院本校の在籍生徒数として計上すること
は本件契約に違反する。

5 ウ 生徒数水増しの目的

被告らは、生徒数を増やすことによって、毎年行われる全国の明光義塾
のフランチャイジーが集まる会合である明光義塾総会で表彰を受け、直営
教室の認知度を高めることを通じて、アネムグループで開発した汎用性の
ある教室運営管理システム「anesta」(以下「anesta」とい
10 う。)を全国販売するためのPR手段とするため、当時の取締役の指示及
び管理の下、休会した生徒数を計上するなどの方法によって生徒数の水増
しを行ったものである。水増しが開始されたと推察される平成23年9月
以降で、本件直営教室人数表と生徒在籍異動報告書との生徒数の差が0の
月や本件直営教室人数表の生徒数の方が多い月は僅かであるし、明光義塾
15 総会の表彰の基準月となる10月分は、生徒在籍異動報告書の生徒数が、
本件直営教室人数表の生徒数を常に上回っていることからすると、被告ら
の水増しの意図は明白である。

(2) 解除事由該当性

被告明光らによる生徒数の水増しは、原告に対する報告義務を定めた本件
20 契約第23条2項に著しく違反するものであるし、虚偽の生徒数で明光義塾
総会において表彰を受ける行為は、原告に対する著しく悪質かつ重大な背信
行為である。また、生徒数の水増しは、被告らにおいて意図的かつ組織的に
行われているもので、悪質性及び背信性は極めて高い。このような行為は、
原告との信頼関係を完全に破壊するものであり、本件契約の解除事由(第4
25 3条1号、3号、5号及び14号)に該当する。

(被告らの主張)

(1) 義務違反がないこと

ア 本件直営教室人数表の生徒数

本件直営教室人数表（甲 8 5）は、アネムのグループ企業内で被告明光九州が運営する明光義塾の各教室やグループ企業が運営する集団指導塾、英会話塾の週ごとの人数の推移を確認するために週単位の速報値として作成されている内部資料のため、生徒在籍異動報告書とは集計の目的及び方法が異なっているから、両者の生徒数が異なるのは当然であって、水増しの根拠とはならない。

本件直営教室人数表における生徒数の最終的な整理は生徒数内訳（薬院本校）（乙 3 5）のとおりであり、生徒在籍異動報告書には、以下の生徒が含まれているため、その分人数が多い。

① 家庭教師コースを受講する生徒

② 明光私立対策プロジェクト等を受講する生徒

明光私立対策プロジェクト（中高一貫校に通う生徒を対象に、明光義塾の学習システムを用いて、講師と生徒が 1 対 1 又は 1 対 2 で指導を行うコース）、全社受験プロジェクト（グループ企業が運営するエディナやシェーン英会話に通う小学校 6 年生、中学校 3 年生及び高校 3 年生を対象に、苦手単元に対するフォローとして、明光義塾にて個別指導を行うコース）及び全社家庭教師プロジェクト（エディナやシェーン英会話に通う生徒を対象に、明光義塾にて家庭教師を受講できるコース）をそれぞれ受講する生徒が含まれているため、その分人数が多い。自宅近くの教室で通常の個別指導を受けながら、学校帰り等に薬院本校教室において明光私立対策プロジェクトを受講する生徒は、実際に、自宅近くの教室と薬院本校教室の両方で指導を受けており、生徒の管理上、二重在籍になっているものである。

③ 資金移動処理の便宜のために計上された在籍実績のない生徒

被告明光らは、エディナに在籍する生徒及び過去在籍していた生徒を、生徒数に含めて原告に報告していた。エディナでは、生徒への学習サポートとして個別に補講を行っていたところ、被告明光九州は、同補講の指導方法等についてアドバイスを行っていたため、エディナから被告明光九州に対価として一定額を支払うとともに、被告明光九州では、売上管理の便宜上、エディナに在籍する生徒をVESTⅡに登録し、その生徒に関する売上げとして計上管理していた。しかし、その後、被告明光九州において、毎月エディナで補講した生徒をシステムに登録し直し、請求額と入金額を入力する作業の煩雑さから、エディナから被告明光九州に対する売上げが、過去の支払実績を踏まえ毎月40万円程度となるよう、実際に補講を受けた生徒への売上げとして計上するのではなく、登録済みの生徒名を流用して計上したりする方法で、22名から30名の生徒の売上げを調整するようになった。被告明光九州では、VESTⅡに登録した生徒は、生徒在籍異動報告書に自動的に反映される仕組みになっているため、同報告書に、在籍しない生徒数が計上された。これは、VESTⅡの処理に伴う集計ミスであって、生徒数の水増しを意図したものではない。この資金移動処理のための生徒数は、平成27年（2015年）は30人、平成28年（2016年）は23人、平成29年（2017年）は22人、平成30年（2018年）は22人、令和元年（2019年）は26人、令和2年（2020年）は26人であり、人数も僅かである。

イ 生徒数の水増しが意図的なものではないこと

前記アのとおり、生徒数の齟齬は、会計処理や生徒の管理上、生じたものにすぎず、意図的なものではない。生徒数の増加は、明光義塾総会で表彰されるものの、被告らに具体的な利益が生じるものではなく、かえって原告に対して支払うべきロイヤルティが増えるから、明光義塾総会で表彰

を受けるという動機のみで生徒数の水増しを行うことはあり得ない。被告らは、e-siaが開発した教室運営管理システムを販売するにあたって、薬院本校の在籍生徒数が全国一位となった事実を宣伝に利用したことは一度もないし、薬院本校が生徒数部門で最優秀教室賞を取得したのは、平成23年から平成25年までの3年間にすぎない。

(2) 解除事由該当性

被告明光九州は、生徒数の水増しをしていない。

仮に生徒数水増しと評価されたとしても、原告と被告明光らの契約関係や原告の経営に具体的に影響するものではない。原告は、一度も生徒数の水増しの事実を指摘することなく、本件契約を解除するための材料として使うために、突如、水増しの事実を主張し、一方的に解除を通告したものであって、原告が是正を求めても改善されなかったなどの事情があるわけでもない以上、重大かつ悪質な債務不履行とはいえない。

4 争点3 (解除事由3 被告らが個別指導塾と同様の事業を行っているか)について

(原告の主張)

(1) 義務違反の内容

被告らが行っている教育事業Vスタ（以下「Vスタ」という。）は、個別指導、小グループの少人数指導を特徴としているから、「明光義塾」の運営と競業する。被告らが、Vスタの運営主体であることは、Vスタを開校している4教室の住所がいずれも被告明光九州の運営する教室と同じであること（別紙教室目録2の3、4、7、14）、Vスタの資料請求ページのメールアドレスの記入例に「a b c @ E i」と「明光」のドメインを使用していることから明らかである。

被告らは、Vスタは個別指導の学習塾に当たらないと主張するが、被告らは、原告が本件仮処分申立事件において競業避止義務違反を指摘するま

で、ウェブサイトにおいて個別指導と掲載して生徒募集をしていたし、仮に1名の講師が7ないし8名程度の人数の生徒に対して指導を行う形態であったとしても、被告らがVスタにおいて標榜する「個性教育」は、集團塾の一斉指導ではなく、個別指導と同様、生徒一人一人のニーズに合わせた指導であることは明らかである。したがって、被告らのいう少人数グループの学習塾であっても、競業避止義務に違反する。

(2) 解除事由該当性

被告明光らによる競業事業の実施は、本件契約第26条の競業避止義務に違反するものであり、本件契約の解除事由（第43条1号、3号、5号、13号及び14号）に該当する。仮に、Vスタを運営するのが被告明光らではなく、被告アネムないし被告ら以外の同社の子会社であったとしても、本件契約第26条5項は、被告らの代表者の親族、知人、被告明光らが出資関係にある法人が個別指導の学習塾を開設又は経営する行為も、被告らが間接に経営する場合として、本条違反となると定めているから、被告明光らの競業避止義務違反は否定されない。

(被告らの主張)

(1) 義務違反がないこと

Vスタは、Vアカデミーが運営する小グループ指導型の学習塾である。以前、Vスタを紹介するウェブサイトに、個別指導との記載があったが、同記載は小グループの誤りであり、実際、Vスタでは生徒を7ないし8名の小グループに分けて授業を行っており、「明光義塾」の個別指導（講師が1人から3人程度の生徒をそれぞれ個別に指導する教育方法（本件契約第8条参照））は行っていない。このことは、料金表に個別指導の料金設定がないこと、入会案内やテレビCM及びテレビ取材においても個別指導を行っている旨の説明をしていないことから、明らかである。よって、Vアカデミーの実施するVスタの事業は、本件契約第26条の競業避止義務に

違反しない。

(2) 解除事由該当性

万が一、Vスタの運営が競業避止義務違反と評価されとしても、VアカデミーがVスタを始めたのは令和2年3月末からであり、原告から競業避止義務違反であるとの指摘を受けたのは本件仮処分事件係属中の令和3年3月9日であるから、競業期間は僅かである。Vスタが競業避止義務に抵触するか否かは本件契約の解釈上疑義がある事項であり、被告らに競業避止義務を潜脱する不当な意図はなく、本件契約の解除原因になり得る債務不履行とはいえない。

5 争点4（解除事由4 被告明光九州による本件家庭教師事業は本件契約に違反するか）について

(原告の主張)

(1) 義務違反の内容

15 明光義塾は、個別指導形態による学習塾のフランチャイズチェーンであり、そのことは本件契約第2条1号、第8条1号及び本件個別契約の頭書(4)①の規定からも明らかであって、本件契約及び本件個別契約のその他の規定において、家庭教師による指導を前提とした教育方法は一切想定されていない。明光義塾における個別指導の最大の特徴は講師1名が複数名の生徒を教えるというものであり、講師1名が生徒1名を教える家庭教師事業は明光義塾の個別指導方法に根本から違反する。

20 それにもかかわらず、被告明光らは、「明光義塾」の名称等を使用して、本件契約に定めのない家庭教師型の指導を行っている。

(2) 解除事由該当性

25 明光義塾は、個別指導の学習塾としてフランチャイズチェーンを確立してきたものであるから、家庭教師による指導を明光義塾のブランドで行うことは、学習塾としての明光義塾のブランド価値を毀損するものであり、

本件契約第3条及び第8条、本件個別契約頭書(4)①に違反するから、
本件契約の解除事由(第43条1号、3号、5号、13号及び14号)に
該当する。

(被告らの主張)

5 (1) 義務違反がないこと

被告明光九州は、平成12年から現在まで、「明光義塾」において家庭教師による指導を行っている。本件契約第8条が、「講師が1人から3人程度の生徒をそれぞれ個別に指導する」と規定していることからすれば、講師1名が生徒1名を教えるという家庭教師による指導も明光義塾の教育方法
10 に反するものではないし、指導を受けられる場所として家庭を選択できるという点以外に教室での個別指導と違いはないから、家庭教師事業は本件契約に違反しない。また、被告明光ネットワークは、家庭教師による指導についても、原告に対し、ロイヤルティを支払っているし、被告明光らは、原告の担当者や取締役が参加する平成15年及び平成16年の九州本部総
15 会で、家庭教師事業について説明し、同会終了後に、原告の取締役に対し同会の内容を記載した報告文書を送付しているから、原告は、被告明光らが「明光義塾」の名称で家庭教師事業を行っていることを認識した上で、これを容認していたものである。以上によれば、家庭教師による指導は、本件契約に違反するものではない。

20 (2) 解除事由該当性

前記(1)のとおり、家庭教師による指導は本件契約に違反せず、原告が認容していたものであるから、本件契約の解除原因になり得る債務不履行とはいえない。

25 6 争点5 (解除事由5 被告明光ネットワークによる支援システム費の不正利用等の有無) について

(原告の主張)

(1) 義務違反の内容

ア 支援システム費は使途を限定されたものであること

被告明光ネットワークが、本件各フランチャイジーから本件個別契約第11条に基づき徴収している支援システム費は、同条4項ないし10項で使途が限定されている。したがって、被告明光ネットワークは、支援システム費を、上記各号に定める目的以外で使用することは禁止されており、上記各項に定める目的以外で使用することは、支援システム費の不正使用に当たる。

被告らは、支援システム費がTVCM費や広報費用及びシステム開発費用等の一部をフランチャイジーに負担してもらうこと等を目的として導入された複合的な性格を有するものであることなどを理由として、間接的であってもフランチャイジーの発展や利益確保につながる支出は広く本件個別契約第11条4項に関する支出といえるなどと主張する。しかし、同条5項ないし10項が定める具体的使途の中にTVCM費、広報費用及びシステム開発費という文言は規定されていないから、被告らの主張は前提を欠いている。さらに、被告明光九州は、本件地域のフランチャイジーでありながら支援システム費を負担しておらず、しかも、本来、エリアフランチャイザーがフランチャイズシステムを運営するために要する費用は、フランチャイジーから徴収するロイヤルティ収入により賄われるべきものであって、支援システム費の負担からの拠出は相当ではない。そうすると、被告らが主張する上記の解釈が誤りであることは明らかである。

イ システム開発に係る支援システム費を不正使用したこと

(ア) システム開発の必要性がないこと

原告は、フランチャイジーに対して教室運営管理システム「METS」等を提供しているため、被告明光ネットワークが独自に教室運営管理システムを開発する必要性はなく、本件各フランチャイジーがシ

システム開発費用のために支援システム費を負担する必要はそもそもなかった。しかし、被告らは、独自の判断で、独自に教室運営のシステム開発を行い、本件地域のフランチャイジーに導入させた。

(イ) 他塾への販売

被告明光ネットワークは、支援システム費を投入してe-siaに汎用性のある教室運営管理システムを開発させ、開発したシステムを他社や他塾に販売して自らの利益を図っていた。被告らが開発した教室運営管理システムがフランチャイジーにとって不要ではないとしても、支援システム費を投じて開発したシステムを外販すれば、一エリアフランチャイザーにすぎない被告明光ネットワークだけが過大な利益を得ると同時に、外販先の他塾が利される一方、マスターフランチャイザーである原告や本件地域内外のフランチャイジーは潜在的な生徒を奪われるなどして相対的に不利益を被ることとなる。

被告明光ネットワークは、教室運営管理システムはアネムグループ全体で共同開発したもので、その開発費用は支援システム費で賄えるものではなく、他塾への販売による利益はないなどと主張して、他塾への販売を正当化しようとする。しかし、営利目的の企業であるe-siaが、利益が出ないにもかかわらず、学習塾のシステムに毎年約1億6000万円(29億671万993円÷18年)もの開発費用を18年間の長期間にわたって投じ続けるというのは、不自然であり、上記被告らの主張は、その内容自体不合理で信用性がない。被告明光ネットワークは、システム開発の名を借りて、アネムグループ会社間で支援システム費を還流して意図的に利益を減らすことにより、節税を図っていたものであって、システム開発費用の支出はグループ内の資金還流にすぎない。また、被告らは、被告明光ネットワークが他塾への販売はしていないとも主張するが、仮に他社への販売が被告らで

はなく e - s i a によるものであったとしても、e - s i a は被告ア
ネムの子会社で、代表者も共通しており、e - s i a と被告らは実質
的にアネムグループとして一体、同一の企業であるため、被告明光ネ
ットワークによる支援システム費の不正使用という評価が覆るもので
はない。

被告明光ネットワークが支援システム費を徴収していた目的は、フ
ランチャイジーのためではなく、アネムグループ全体の顧客に販売で
きる汎用的なシステム（外販名「a n e s t a P r o」など）を開発
させて利益を得ることであり、他方で、a n e s t a P r o は、多機
能すぎてフランチャイジーが使いこせないなど、フランチャイジーの
利益となるシステムとはいえない。

ウ 支援システム費を使用して明光義塾以外のテレビCMを流していたこ
と

原告がTVCM放映に要した費用及びTVCMの放送回数と、被告明光
ネットワークがTVCM放映のために支援システム費から拠出したと主張
する費用及びTVCMの放送回数とを比較すると、被告明光ネットワ
ークが主張する費用は高額すぎることに、アネムグループの別会社が経営する英
会話教室等のTVCMが頻繁に流れていたことからすれば、被告明光ネッ
トワークは、支援システム費をアネムグループ各社のTVCM費用に流用
していた可能性が高い。明光義塾のTVCM費用のために支援システム費
から3009万6896円を支出したという事実が仮に客観的証拠によっ
て裏付けられたとしても、被告明光九州は支援システム費を負担していな
いから、その全額を支援システム費から支出するのは妥当ではない。

エ 被告明光ネットワークは入塾ビデオの作成を怠っていること

被告明光ネットワークは、本件個別契約第11条9項により、支援シ
ステム費を用いて、入塾が決まった生徒に対し、明光義塾で学ぶ上での心構

えやガイダンスを含むビデオ（以下「案内ビデオ」という。）を無料で制作し、これを本件各フランチャイジーに提供する義務がある。しかし、被告明光ネットワークは、現在も案内ビデオを作成していないから、同項の義務違反がある。被告明光ネットワークが案内ビデオと主張する動画（甲64）は、入塾が決まった生徒に対するガイダンスを内容とするものではないから案内ビデオには当たらないし、被告らが主張するDVD（甲65）が案内ビデオといえとしても、平成19年にDVDを一度作って以来、案内ビデオの作成を怠っている。

(2) 解除事由該当性

被告らが、支援システム費で開発した独自システムを外販して自らの利益を図り、あるいは他塾を利することは、本件個別契約第11条4項の「明光義塾全体の発展と相互利益の確保」の目的に反する支援システム費の不正使用に当たるとともに、本件契約第1条の「明光義塾のフランチャイズチェーン網を拡充し、甲、乙及び丙の発展及び永続的な共存共栄関係を保持することを目的とする」にも違反するから、本件契約の解除事由（第43条1号、3号及び14号）に該当する。

（被告らの主張）

(1) 義務違反がないこと

ア 支援システム費は広汎な使途が許容されていること

支援システム費は、被告明光ネットワークが負担していたTVCM費及びシステム開発費用等の一部をフランチャイジーにも負担してもらい、また、フランチャイジーが各自で負担していた月謝の引落手数料及び塾保険の保険料を被告明光ネットワークが一括して負担するために、平成13年に導入したものであって、複合的な性格を有している。加えて、本件個別契約第11条4項は、支援システムの使途につき「明光義塾全体の発展と相互利益確保のために活用する」と抽象的かつ概括的にしか

定めていないことからすると、同項の定めは、支援システム費が被告明光ネットワークの一定の裁量の下で被告明光ネットワーク及びフランチャイジーの両者にとって広く利益となる使途に用いられるべきことを規定したものと解すべきであるから、支援システム費が被告明光ネットワークの発展や利益のために使用されることがあったとしても、間接的にフランチャイジーの発展や利益確保につながる支出は広く許容されている。仮に原告の主張のとおり、システム開発が本件契約第11条4項に反する支出であるとしても、フランチャイジーから受領した支援システム費の総額よりもフランチャイズ契約第11条4項ないし10項に関する支出の総額の方が多い場合は、義務違反になることはない。また、上記に述べた支援システム費の性質上、支援システム費は、他のロイヤルティ収入などとともに売上げの一部を構成するにすぎず、他の収入と区別して管理されているわけではないため、支援システム費と個々の支出を紐付けることはできず、そもそも支援システム費の流用自体、観念することができない。

イ システム開発に係る支援システム費を不正使用していないこと

(ア) e-siaに対する支出について

被告明光ネットワークは、原告が提供していた「METS II」という名称のシステムにインターネットに接続できず教室毎の管理しかできない等の問題があったことを契機として、平成16年頃から、独自の教室運営管理システムを開発しており、e-siaに対してシステム開発費用として資金を拠出し、同資金はe-siaにおいて実際にシステム開発費用として使用され、平成18年に「VEST」という名称のシステムが、平成22年に「VEST II」という名称のシステムが、それぞれ完成した（以下、それぞれ「VEST」、「VEST II」という。）。被告明光ネットワークは、e-siaが開発した上記システムを基にして、

e-siaにおいて明光義塾用にカスタマイズされた教室運営管理システム「anestaPro」をフランチャイジーに提供しており、その経過は、九州本部総会を通じて報告されていた。

上記システム開発費用は莫大であり、うち支援システム費の割合は僅かにすぎないから、上記各システムは、支援システム費によって開発したシステムといえるものではない。また、上記各システムの著作権その他の権利はe-siaに帰属しており、e-siaは、上記各システムを被告明光ら以外のVアカデミー、グループ外の他の塾に対しても販売し、利用料収入を得ているが、これまでの累計（平成15年から令和2年まで）で、e-siaが支出したシステム開発費用の総額は29億0671万0993円であるのに対して、アネムグループが外販によって得た収入の総額は5億2301万5735円であって、アネムグループとしてシステム開発及び販売による利益は発生していないし、外販先は専ら被告明光ネットワークの管轄地域外の塾であるから、外販によってフランチャイジーの利益が害された事実はない。

他方で、フランチャイジーは上記各システムを利用することで利益を得ている。

以上からすれば、e-siaに対して上記システムの開発費用の一部を支払ったことは、支援システム費の不正使用に該当しない。

(イ) TVCM放映費等について

TVCM等の宣伝は、明光義塾の生徒を増やすことでフランチャイジーの利益になるものであり、被告明光ネットワークは、令和2年に3009万6896円を、明光義塾のTVCM関連費用等に支出した。

(ウ) 案内ビデオを作成していること

被告明光ネットワークは、入会時の案内動画（甲64）を作成して、ホームページ上に掲載している。また、DVD（甲65）は、過去に作

成した案内ビデオであり、上記動画と内容は殆ど同じであるから、何ら不当なものではない。

(2) 解除事由該当性

本件契約第1条は目的条項であり、具体的な権利義務を定めるものではなく、本件契約の性格を明確にして各条項の解釈に関する指針として機能するにすぎないから、本件契約第1条違反は観念できない。また、前記(1)のとおり、システム開発費の不正使用はないから、本件個別契約第11条4項に違反しない。さらに、被告明光ネットワークは、原告に対する令和2年11月6日付け書面において、原告に対し、今後、他社へ販売する可能性のあるシステムの開発について、支援システム費を使用することを控えると伝えているにもかかわらず、原告は、是正の機会も与えないまま本件契約を解除した。以上のことからすれば、本件解除の根拠となるような重大かつ悪質な債務不履行はなく、本件契約の解除原因になり得る債務不履行とはいえない。

7 争点6（解除事由6 被告明光ネットワークのフランチャイジーに対する指導、援助義務違反の有無）について

(原告の主張)

(1) 義務違反の内容

被告明光ネットワークは、本件地域のエリアフランチャイザーであるから、本件各フランチャイジーに対し、マスターフランチャイザーである原告が提供していたフランチャイジーの教室運営のための経営指導、支援、援助と同等の経営指導・援助を行うべき義務がある。

しかし、被告明光ネットワークは、本件紛争が発生する以前から、以下のアないしエのとおり、フランチャイジーに対する経営指導、支援及び援助を行っていない。

ア スーパーバイザー（以下「SV」という。）による経営指導・援助義務

違反

被告明光ネットワークは、山口県、沖縄県を含む九州全域に144のフランチャイズ教室を有しながら、僅か2名しかSVを置いておらず、SVによる訪問指導は、回数として不十分であったし、指導内容も、被告明光ネットワークが推奨する教材コンテンツやシステムの導入を勧める指導が大半で、指導として不十分であった。被告らは、SVの人数は4名であると主張するが、被告らが主張する残り2名は、e-siaの従業員であって、専らanestaProの導入の促進や操作方法の説明に終始し、経営指導は行っていないから、SVには当たらない。被告明光ネットワークのSVによる訪問指導は、本件個別契約で要求される合理的な指導・援助の履行のレベルにおよそ達していなかった。

イ 教室管理運営システムの提供義務違反

被告明光ネットワークが、教室管理運営システムとして九州地区のフランチャイジーに提供していたVESTⅡは、動作が遅く、途中でシステムダウンが頻発するなど、運營業務のサポートの内容として著しく不十分なものであったから、教室運営の実用に堪える教室管理運営システムを提供する義務に違反していた。

ウ ブロック研修における経営改善指導や援助義務違反

被告明光ネットワークは、九州地区のブロック研修会を実施していたが、研修内容は、同社が開発したシステムを導入や新たに導入した教材の購入を迫る内容のものが大半であり、特にコロナ禍の令和2（2020）年3月以降、退塾者が増える中においても、各教室の売上げを確保するための対応や、フランチャイジーに対する援助を含む経営指導といったことは一切行われず、このようなブロック研修の内容は、著しく不十分であった。

エ オーナーズクラブの活動推進義務違反

5 本件個別契約第23条は、フランチャイジー間の情報共有、連携、共
助等を目的として、オーナーズクラブを定めており、フランチャイジー
がオーナーズクラブの会員資格を取得する旨が明記されている。本件地
域においては、エリアフランチャイザーである被告明光ネットワークは、
同条の規定を充足させるために、オーナーズクラブの組成と運営を支援
する義務がある。しかし、被告明光ネットワークは、オーナーズクラブ
の会合を一切開催せず、フランチャイジー同士が連携してエリアフラン
チャイザーである自身に対抗することを避けるため、フランチャイジー
間の情報共有等を意図的に阻害し、本件各フランチャイジーの分断を図
10 るうとしていた。

(2) 解除事由該当性

本件契約は、フランチャイズチェーン全体の共存共栄を理念とするから
(第1条)、フランチャイジーの経営指導等の義務は、エリアフランチャイ
ザーの最も中核的な義務の一つである。しかし、被告明光ネットワークは、
15 本件契約第5条2項、第23条3項に定められた経営指導等の義務を懈怠し、
その結果、フランチャイジーとの間の信頼関係を毀損し、ひいては、明光義
塾フランチャイズチェーンそのものを危殆化させた。したがって、被告明光
ネットワークのエリアフランチャイザーに対する指導、援助義務違反は、本
件契約の解除事由(第43条1号、3号及び14号)に該当する。

(被告らの主張)

(1) 義務違反がないこと

ア SVによる経営指導・援助義務違反がないこと

そもそもSVの配置人数や訪問指導の実施回数について、本件契約に具
体的な定めはない。被告明光ネットワークは、各教室に対する訪問指導の
25 必要性に応じて1教室当たり年間0回ないし10数回、平均で2回以上の
訪問を行っており、訪問指導を行っていない教室に関しても、定期的に電

話によって状況を確認するなど、十分な指導をしている。令和2年12月の時点のSVの人数は4名で、うち2名は現在の所属はe-siaであるものの、いずれも直営教室の教室長経験者であるし、訪問指導では、システムに関する説明のほか、教室運営・教務に関する指導も行っている。

5

イ 教室管理運営システムの提供義務違反がないこと

10

被告明光ネットワークは、原告より先に、座席や入退出、勤怠管理、売上管理等の教室運営全般をサポートするシステムであるVEST、VEST IIの開発を行い、本件各フランチャイジーに提供し、その後も、原告が開発したシステムMETSにはない生徒の学習進捗管理を行うシステムanstaProを開発し、各フランチャイジーへの提供を進めている。被告明光ネットワークの開発した教室管理運営システムは最新かつ高性能であり、原告のフランチャイジーの中にも、METSではなく、被告明光ネットワークの開発したシステムを使用しているフランチャイジーがいる。VEST IIについては、サーバ容量の不足による不具合が生じたことがあ

15

ったものの、その都度、緊急メンテナンスを行うなど迅速に対応しており、教室運営に大きな支障は生じていない。以上によれば、被告明光ネットワークが提供していた運営システムが著しく不十分であったとはいえない。

ウ ブロック研修における経営改善指導や援助義務違反がないこと

20

被告明光ネットワークは、ブロック研修において、教室運営に関する事項、教務に関する事項、外部生の獲得方法など、多岐にわたる指導をしており、令和2年3月以降のコロナ禍においては、ウェブ会議システムを活用した保護者懇談会を実施し、オンライン双方向授業について指導しているほか、教室でしか使用できなかった教材・映像教材（「atama+」、
「ベーシックウイング」、「ブロードバンド予備校」など）を自宅でも使えるよう開放するなどして、退塾者を増やさず売上げを確保するための施策を実施した。

25

エ オーナーズクラブの活動推進義務違反

そもそも、本件契約上、被告明光ネットワークが独自にオーナーズクラブを結成する義務はないし、被告明光ネットワークは、本件地域のオーナーズクラブに替えて、九州本部総会を年2回、ブロック研修会を年6回開催しており、その際に勉強会や懇親交流会を開催して、フランチャイジー間で交流や情報交換をすることが可能であった。

(2) 解除事由該当性

以上のとおり原告が主張する義務違反はいずれも誤りであって、本件契約の解除事由にはなり得ない。また、万が一、背信性があると評価されるとしても軽微であり、本件契約の解除原因にはなり得ない。

8 争点7（解除事由7 フランチャイジーからの改善要求に対する被告明光ネットワークの対応が本件契約に違反するか）について

（原告の主張）

(1) 義務違反の内容

被告明光ネットワークは、令和2年7月24日付けで、本件各フランチャイジーの一部から、支援システム費の廃止等の改善を要求された（以下「本件改善要求1」という。）にもかかわらず、同要望に対応せず、一部のフランチャイジーによる煽動と決めつけ、原告に対し、本件各フランチャイジーは何の不満も抱いていないなどと虚偽の情報を報告し、原告の提案した本件各フランチャイジーとの意見交換会の具体的な日程調整にも応じなかった。また、本件各フランチャイジーに対しても、支援システム費を含む各管理システムについて100パーセントの支持が得られたなどの虚偽の情報を伝え、フランチャイジーに有利とはいえない支援システム費の改定という形だけの対応で済ませようとした。被告明光ネットワークが本件改善要求1後に本件各フランチャイジーに対してした様々な提案は、いずれも負担金の減額に伴い提供するサービスを低下させる、生徒の負担額

が増えるため生徒数の減少リスクを伴うものであって、何らの救済策にもなっていなかった。そのため、被告明光ネットワークは、最終的に、本件フランチャイジー47名中35名という大多数のフランチャイジーから、明光義塾のフランチャイズチェーンから離脱するよう要求されており、被告明光ネットワークと本件各フランチャイジーとの信頼関係は完全に破壊し、修復できない状態となった。

エリアフランチャイザーの使命は、原告、被告明光ネットワーク、フランチャイジーを含めた共存共栄関係を保持することであり、同使命を達成するには、フランチャイジーの切実な要求に対し、これに真摯に対応することが必要不可欠であるところ、上記の被告明光ネットワークの対応は不誠実である。

(2) 解除事由該当性

前記(1)の被告明光ネットワークの不誠実な対応及び虚偽の報告は、契約当事者の共存共栄の理念に基づく明光義塾のフランチャイズチェーンの確立を目的とした本件契約第1条に抵触する重大な債務不履行かつ背信行為であって、被告明光ネットワークと本件各フランチャイジーとの信頼関係は完全に破壊しているから、本件契約の解除事由（第43条3号及び14号）に該当する。

(被告らの主張)

(1) 義務違反がないこと

被告明光ネットワークが、本件各フランチャイジーに対して実施したアンケートの結果は、支援システム費を「継続する」との回答が33社、「廃止する」が2社（なお、2社のうち1社は教室閉鎖予定、もう1社は第三者に運営権譲渡を検討中のフランチャイジー）、「どちらともいえない」が7社であったから、本件改善要求1を提出したフランチャイジー及び本件個別契約を継続する意向がないフランチャイジーを除くと支援システム費の廃止を希

望しているオーナーはいないという趣旨で、「100パーセントのご支持をいただきました」と記載した書面を作成したものであって、アンケート結果に反する報告をしたものではないし、誤解を招く表現であったとしても虚偽の情報には当たらない。被告明光ネットワークは、本件改善要求1を受けて以降、原告からも圧力を受ける異常事態が生じ、事態の收拾に混乱が生じる中で、各種文書を発出したものであり、これらの文書の中に若干不適切な表現や誤解を招く表現が含まれていたことも事実であるが、この点については率直に事実を認めて速やかに謝罪を行っている。

また、本件改善要求1は、適法に締結された本件個別契約の条件を、契約期間途中でフランチャイジーに有利に変更するよう要求するものであって、被告明光ネットワークは、本来これに応じる義務はないし、本件改善要求1を受け入れれば、被告明光ネットワークは、少なくとも年間で約1億3000万円の減収（売上高の約16.25パーセント）になるため、到底受け入れられるものではなかった。しかし、被告明光ネットワークは、フランチャイジーの窮状を踏まえて、都度真摯に検討し、自身の運営する教室にとって必要なサービスのみを選択することができるようにすることで不要な支出を減らすことができるような各種提案を行ったものであって、被告明光ネットワークの対応については、契約上問題視されるものではなく、対応に何ら不誠実な点はない。

(2) 解除事由該当性

前記(1)のとおり、被告明光ネットワークの対応に何ら義務違反はなく、不適切な表現についても背信性は軽微であり、本件契約の解除原因にはなり得ない。

9 争点8（解除事由8 被告明光ネットワークの支援システム費に関する説明義務違反の有無）について

(原告の主張)

(1) 義務違反の内容

前記6（争点5）（原告の主張）のとおり、支援システム費は使途が限定されたものであったことからすれば、被告明光ネットワークには、原告及び本件各フランチャイジーに対し、支援システム費の利用が本件個別契約第11条4項に定める使途に適合していること及びその収支について説明すべき義務がある。しかし、被告明光ネットワークは、支援システム費の内訳や使途について、月謝集金システムの手数料や塾保険の保険料等の使用項目を明らかにした以外、何ら具体的な説明をしなかったから、上記説明義務に違反している。

(2) 解除事由該当性

原告及びフランチャイジーに対する情報の不開示は、被告明光ネットワークに情報の報告義務を定めた本件契約第23条2項の趣旨に悖るもので、原告及びフランチャイジーとの信頼関係を破壊させるものであるから、本件契約の解除事由（第43条3号及び14号）に該当する。

(被告らの主張)

(1) 義務違反がないこと

前記6（解除事由5）被告らの主張のとおり、本件契約11条4項の定めからすれば、支援システム費と個々の支出を具体的に紐付けることはできないし、支援システム費の不正使用もしていない。また、被告明光ネットワークは、支援システム費の収支等を開示していないものの、その使途については詳細に説明している。本件契約11条4項の定めからすれば、被告明光ネットワークにおいて、支援システム費の具体的な支出金額等を明らかにするのは困難であって、原告からの要望に回答のしようがなく、かつ、支援システム費の不正使用に何ら思い当たる所もない中で、説明ができなかったことについて強く非難されなければならないとはいえない。

被告明光ネットワークは、原告から令和2年11月27日付け文書（甲1

6) 等で被告明光九州の運営する教室におけるその他の売上げの月別・生徒別明細及び講師担当表を提出するよう要請を受けたが、被告明光ネットワークは、当時、コロナ禍での教育改革とフランチャイジーへの対応等に追われており、原告が要望する資料を作成するには、生徒約2650名分のデータを集計する必要があったところ、原告は、上記文書において、ロイヤルティの過少申告ないし生徒数の水増しの疑い等があり、それを確認したいとの趣旨には一切言及していなかったため、被告明光ネットワークは、急を要する要望ではないと判断し、準備ができた資料から順次送付する旨を回答したものであって、回答を拒んだものではない。

(2) 解除事由該当性

前記(1)のとおり、被告明光ネットワークは、真摯に原告及び本件各フランチャイジーからの要望に対応していたものであって、情報の報告義務（本件契約第23条2項）に違反していないし、万が一、背信性があると評価されるところとしても軽微であり、本件契約の解除原因にはなり得ない。

10 争点9（解除事由9 被告明光ネットワークが原告主催による意見交換会の実施を妨害したか否か）について

（原告の主張）

(1) 義務違反の内容

被告明光ネットワークは、原告が令和2年9月17日ないし19日及び23日に、本件各フランチャイジーと行った意見交換会（以下「本件意見交換会」という。）に関して、不合理な理由をつけて引き延ばしや中止を求め、本件各フランチャイジーに対し、参加をする必要がない旨や発言に注意するよう求める旨などを伝え、不当な圧力をかける通知を行って、その開催を妨害した。

(2) 解除事由該当性

前記(1)の行為は、フランチャイザー及びフランチャイジーの共存共栄と

いう本件契約及び本件個別契約の目的に著しく反するものであるから、本件契約の解除事由（第43条3号及び14号）に該当する。

（被告らの主張）

（1）義務違反がないこと

原告は、被告明光ネットワークを除外して本件意見交換会を実施した。被告明光ネットワークは、自社を除外した形式で意見交換会を実施しても、本件各フランチャイジーとの間の信頼関係の回復や、自社とフランチャイジーの間の協議による解決のためにプラスにならないと考えたことから、原告に対し、上記形式での意見交換会を実施しないよう要請したものであって、意見交換会を妨害する意図はなかった。

（2）解除事由該当性

原告は、被告らに対し、本件意見交換会を妨害した旨を指摘することもせず、本件解除をした。原告から本件意見交換会を妨害したものである旨の指摘があれば、被告らは、不適切な言動があれば直ちに謝罪し、再発防止に向けて是正することも可能であった。このような経過からすれば、被告明光ネットワークの対応に背信性はなく、万が一、背信性があると評価されとしても軽微であり、本件契約の解除原因にはなり得ない。

11 争点10（解除事由10 被告明光ネットワークが原告のブランドイメージを毀損したか）について

（原告の主張）

（1）義務違反の内容

被告明光ネットワークは、本件意見交換会後に、本件各フランチャイジーに対し、「具体性がなかった。」、「質問に明確に答えてもらえなかった。」、「コンピュータ使用料238円の中止についても回答がなかった。」などと事実無根の情報や、一部のフランチャイジーの声を「全オーナーの率直なご意見」などとする誤った情報を記載した通知文を送付し、本件意見交換会を実施し

た原告の信用を意図的に毀損する行動をとった。

また、被告明光ネットワークは、原告が本件各フランチャイジーに対して実施したアンケートの結果の信用性を毀損すること企図して、令和2年10月19日頃、本件各フランチャイジーに対し、「全オーナーの30パーセント以上が欠席した」、「同一オーナーが何度もアンケートに回答した」等と、事実に反する情報を記載した文書を送った。同文書は、本件改善要求1を提出した6名のフランチャイジーを除外して欠席率を記載していること、その後の経過とも整合しないことからすると、被告明光ネットワークが、本件意見交換会の印象操作を行うために、意図的に事実に反する記載を行ったものである。

(2) 解除事由該当性

被告明光ネットワークによる前記(1)の行為は、フランチャイザー及びフランチャイジーの共存共栄という本件契約及び本件個別契約の目的に著しく反するものであるから、本件契約の解除事由（第43条3号及び14号）に該当する。

(被告らの主張)

(1) 義務違反がないこと

被告明光ネットワークは、本件改善要求1以降、本件各フランチャイジーに対して原告が主張する内容が記載された各文書を送付したが、原告の信用性を意図的に毀損し、被告明光ネットワークによる支援システム費の不正使用等に対する批判を回避するために行ったものではない。

(2) 解除事由該当性

被告明光ネットワークが発出した文書において若干不適切な表現や誤解を招く表現が含まれていたとしても、率直に事実を認めて速やかに謝罪を行っており、背信性も軽微であるから、本件契約の解除原因にはなり得ない。

1 2 争点 1 1 (解除事由 1 1 原告の緊急支援に対する被告明光ネットワークの対応が本件契約に違反するか) について

(原告の主張)

(1) 義務違反の内容

5 原告は、本件各フランチャイジーの救済策として、令和3年5月までに、原告が本件地域から得ている年間ロイヤルティ収入等を上回る約1億2700万円の費用を投じてTVCM放映等を含む広告宣伝をすることを決定し、既にその一部を支出した。他方で、被告明光ネットワークは、何らの支援も行わず、原告の本件各フランチャイジーへの支援策について、「九州地区の
10 オーナーだけにこのような支援策を講じて大丈夫なのでしょうか。東京本部管轄のオーナー方は不満に思われないか心配です。」などと記載された文書を発出した。

(2) 解除事由該当性

15 被告明光ネットワークの前記(1)態度は、被告明光ネットワークと本件各フランチャイジーとの間の信頼関係を完全に破壊するものであり、本件契約第1条の目的に反するとともに本件契約の解除事由(第43条3号及び14号)に該当する。

(被告らの主張)

(1) 義務違反のないこと

20 被告明光ネットワークが、原告が指摘する文書を送付したことは事実であるが、原告を不当に非難する意図はない。また、被告明光ネットワークも、コロナ禍のフランチャイジーの窮状に鑑みて、前記7(被告らの主張)のと
25 おりの経営指導、援助をしたほか、平常時は季節講習の時期しか行わない「塾ナビ」(塾を検索するための大手ポータルサイト)への掲載期間の追加、各フランチャイジーの担当地域におけるプログラミング体験会の実施、e-s i aにおけるオンライン会議システムの研究開発を行い、その費用を支出

した。

(2) 解除事由該当性

前記(1)のとおり、被告明光ネットワークの対応は、原告に対する背信行為に当たらず、仮に背信行為に当たるとしても、背信性は軽微であるから、
5 本件契約の解除原因にはなり得ない。

1 3 争点1 2 (解除事由1 2 被告明光ネットワークによる守秘義務違反の有無) について

(原告の主張)

(1) 義務違反の内容

10 本件各フランチャイジーは、原告及び被告明光ネットワークに対し、本件個別契約に基づきコンピュータ使用料（以下「情報システム料」ともいう。）を生徒一人当たり476円（税別）支払っているところ、コンピュータ使用料の分配割合（うち半額の238円を原告が受領していること）は、本件契約第27条が定める秘密情報に該当する。しかし、被告明光ネットワークは、
15 本件各フランチャイジーの一部から本件改善要求1がされて以降、繰り返し、本件各フランチャイジーに対し、原告がコンピュータ使用料の238円を受領していることを開示した。

(2) 解除事由該当性

20 被告明光ネットワークにおいて、コンピュータ使用料の分配割合を開示する必要性が一切なかったことからすると、被告明光ネットワークは、被告明光ネットワークによる支援システム費の不正使用等に対する批判を回避するために、当該情報を漏洩することで、原告が不当な利益を得ているという印象操作を行うために、コンピュータ使用料の分配割合を意図的に開示したものである。被告明光ネットワークの上記行動は、原告を頂点とする明光義塾フランチャイズチェーンというブランドに対するフランチャイジーの信頼を毀損し、原告との信頼関係を破壊することは明らかであり、
25

被告明光ネットワークの係る行動は本件契約第1条の目的に反するとともに、本件契約第27条に定める守秘義務に違反するから、本件契約の解除事由（第43条1号、3号及び14号）に該当する。

（被告らの主張）

5 (1) 義務違反の有無

被告明光ネットワークがコンピュータ使用料の分配割合の開示したこと及び当該行為が守秘義務違反に当たることは争わない。

(2) 解除事由該当性

10 被告明光ネットワークは、フランチャイジーからの様々な要求を受けて改善策を模索する中で、コンピュータ使用料の減額という選択肢をフランチャイジーに提案するに際し、コンピュータ使用料の原告への配分額が守秘義務の対象であることを意識しないまま誤って言及してしまったものであつて、支援システム費の不正使用等に関する自社への批判の矛先を原告に向けてために悪意をもって意図的に漏洩したものではない。また、被告明光ネットワークは、原告の指摘を受けて、直ちに守秘義務違反行為であると認め、
15 今後同様のことがないよう改める旨を謝罪した。さらに、コンピュータ使用料の一定分を原告に配分することは、フランチャイジーにとっても自明のことであり、原告の事業に具体的な支障が生じるような重要な情報でもない。以上からすれば、上記の守秘義務違反は、本件解除の根拠となるような重大かつ悪質な債務不履行に該当しない。
20

14 争点13（解除事由13 被告明光ネットワークによるロイヤルティの配分変更に関する義務違反の有無）について

（原告の主張）

(1) 義務違反の内容

25 原告は、被告明光ネットワークが、株式を上場するために収益性を改善する必要があるという理由を信じ、平成16年1月16日付け「エリアフラ

ンチャイズ契約の条件変更に関する確認書」(甲66)を締結して、被告明光ネットワークの代理店手数料を増額したが、その後、被告明光ネットワークが株式上場のための準備活動をした形跡は一切認められない。

(2) 解除事由該当性

5 株式の上場を具体的に予定していないにもかかわらず、それを理由に代理店手数料を増額させ、長年にわたって取得し続ける行為は、重大な背信行為というべきものであって、フランチャイズ契約における信頼関係を破壊するものであり、本件契約の解除事由(第43条3号及び14号)に該当する。

10 (被告らの主張)

(1) 義務違反がないこと

15 被告明光ネットワークは、平成16年当時、株式を福岡証券取引所へ上場することを真剣に検討しており、監査法人に相談するなどしていた。その後、少子化や個別指導塾の乱立による競争過多、度重なる不況、更には今般の新型コロナウイルスの感染拡大による売上低下のために具体的な進行が中断しているものの、現在でも継続的に検討しており、株式上場を目指していること自体に変更はない。

(2) 解除事由該当性

20 被告明光ネットワークは、原告と協議した上で、代理店手数料を減額するなどの是正を行うことが可能であったが、原告は、事前に一切指摘することもせず、唐突に解除通告に至った。上記の経緯からすれば、原告に対する背信行為はない。万が一、背信性があると評価されたとしても軽微であり、本件契約の解除原因にはなり得ない。

15 争点14(解除事由14 被告明光ネットワーク代表者によるフランチャイジーに対する対応が本件契約に違反するか)について

25

(原告の主張)